

G5 施工管理（出来形管理）

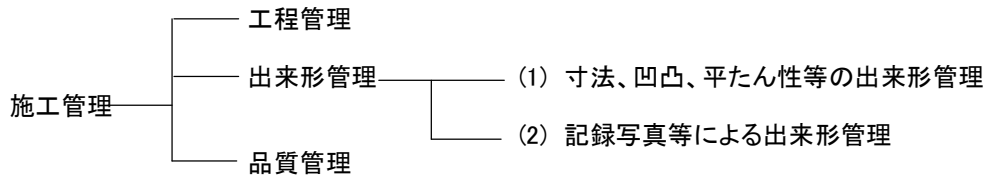
初版 平成22年7月

G5-0

施工管理（出来形管理）

（１） 出来形管理

工事発注に際し、県で使用している「建設工事標準請負契約約款」の第１条に「発注者及び請負者は、この契約書に記載の工事の請負契約に関し契約書に定めるもののほか、この約款に基づき設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。」と定めている。これを受けて各部が定める「施工管理基準及び規格値」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成、保管し、完成検査時に提出しなければならない。」と規定されている。



出来形管理は構造物の施工状況を把握するため、次の管理を行い出来形管理図表及び長野県が定める「写真管理基準」による記録写真集を作成して、施工管理する。

(1) 寸法、凹凸、平たん性等の出来形管理（直接測定して出来形管理）

別表の「出来形管理基準」の許容範囲を基準として、工種に示された各種性値（計画高、厚、巾等）を直接測定し、その結果を出来形管理図表に記録する。

(2) 記録写真による出来形管理

記録写真は、工事の施工中の状況の記録の保存と、工事完成後の出来形確認の資料とするために、請負者が、次の各号に掲げる工事施工の段階において撮影し台紙に貼付整理し、発注者に掲示するものとする。

ア 工事着手前

イ 工事完了後

ウ 工事完了後外面から明視できなくなる部分の出来形状況

エ 重要な工事の施工の段階における出来形状況

オ 各種試験及び検査の状況

カ 前各号に掲げるもののほか、指示を受けた部分の施工の状況

工事出来形図作成要領

(目的)

1 出来形図は契約約款により施工中の目的物及び完成した目的物及び完成した目的物の出来形図(出来形展開図等)を作製することにより、適正な施工と出来高の確認資料とすることを目的とする。

(1) 工事出来形 80%時

さきに提出した施工計画書の予想出来形展開図と、工事完成時の出来形展開図が同一の場合をのぞき、工事出来形がおおむね 80%の時点で工事完成時の予想出来形展開図を提出すること。

(2) 工事完成時

工事が完成したならば、出来形展開図を作成し、工事完成時の設計寸法を()により記入し、実測寸法を()の外に記入する。現場のスミ入れは実測寸法を記入。

出来形図は、しゅん工届に添えて提出すること。

(出来形図作成上の注意事項)

1 別に作成した展開図の例を参考にしながら次のことに注意して作成する。

(1) 出来形図は設計図を利用(コピーに記入)するか、新たに展開図を作成する。

(2) できるだけ1枚にまとめるように努める。表示出来ないものは別葉でも良い。この場合、元の展開図と関連付けすること。又、標準横断を記入する等の工夫をする。

(3) 数字や文字は小さくならないよう(見易く)考慮する。

(4) 線の太さは構造物の輪郭を太くし寸法線は細くする。

(5) 図面は常に測点との関連付けをすること。

(6) 至〇〇、又は川の流れやB. P. E. P. L=、W=、E. Lを記入すること。

(7) 図面の規格はA版とする。

(8) 斜線、破線、記号を使用したりU型側溝構造物の断面を表示するなど解り易くする。又、凡例を設け色分けして、より効果的に図面を作成する。

(9) 面積や体積延長の計算もできるだけ同一図面の中で表現できるようスペースをつくり種別計をする。なお 100%出来形図の計算数値は実寸法で計算する。

(10) 寸法、面積等の計算数値の少数以下の位は土木構造物標準設計の数値基準による。

(11) 単位は設計書及び設計図に合わせる。(例えば舗装をVで表現しない)

(12) 展開図は骨組が終了したならば第2原図をとり、例えば区画線図、舗装工を別葉にして作成することにより全ての構造物の関連付けをする。

(13) 目的物でないコンクリート取壊し、土捨て場等は別図面としてよい。

(14) 構造物の寸法表示は水平長を原則とするが、2次製品等を使用するガッター、U字溝、ガードレール、暗渠工等については斜長で表示する場合もある。

- (15) 種子吹付け、コンクリート吹付け、モルタル吹付け等現地に直角度を表現しにくいものは、頂点のみを表示し辺長を測定してヘロンの公式により計算しても良い。
- (16) 完成横断が当初設計と異なる場合は完成を予測し、中間点が必要となった場合は新たに横断を添付する。又、岩盤がある場合は種別にラインを記入する。(80%時)
- (17) 出来形図は適期に提出すること。(80%時、しゅん工時)
- (18) コンクリート体積のクサビ形となる部分については、クサビ形、オベリクス式等により計算する。
- (19) 作成する図面(附属の数量整理表を含む)は、次の要件を具備している事を要す。
 - ① 必要な精度で作成されていること。
 - ② 見やすく、簡潔な配置・表示であること。(多方面に考えなければ判明しないような表現はしない。)
 - ③ 細線と太線の組合せ及び文字により明瞭に表示されていること。(コピーした時に不明瞭となる書き方はしない。)
 - ④ 数量のまるめ方は前記による。
- (20) その他